

実地指導における主な指摘事項

令和4年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種別	項目	指摘・指導事項
地域密着型通所介護	基本的取扱方針	事業所自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。
	機能訓練員	短時間の勤務でも、資格証の写しを事業所で保管しておくこと。
介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス	通所介護計画	作成した計画について、確実に利用者又はその家族に対して説明・同意を得ること。
	研修の機会	従業員の資質の向上のため、研修の機会を設けること。
	ハラスメント対策	職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置を講じること。
	勤務実績表	従業員の勤務実績表の表示について、勤務時間、{常勤(専従・兼務)・非常勤(専従・兼務)}、職種の区分けについて記載しておくこと。
	非常災害対策	非常災害に対処するための具体的な計画を立て、定期的に必要な訓練を実施すること。 また、日頃から、消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制づくりに努めること。
	秘密の保持	保有している個人情報の管理、開示手順、個人情報管理者等を定めた個人情報保護に関する規定を整備すること。
	送迎の記録	送迎の記録には、運転者名も記載しておくこと。
地域密着型通所介護	運営推進会議	運営推進会議は概ね6月に1回開催し、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止・書面開催とした場合は、その旨を委員に報告するとともに、書面開催とした場合は、会議録を市高齢福祉課へ提出すること。
認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護	代表者	代表者は、以下のいずれかの経験を有する者であること。 ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験 ・保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行う事業の経験 さらに、認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了していること。
	運営推進会議	運営推進会議に、市の職員又は地域包括支援センターの職員を参加させ、会議録を市高齢福祉課へ提出すること。